

令和3年度から適用される個人住民税(市県民税)の主な改正点

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除へ振り替え

働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人を応援する観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除および公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられます。

① 給与所得控除の見直し

- ・給与所得控除が一律10万円引き下げられます。
- ・給与収入が850万円を超える給与所得控除が、195万円に引き下げられます。

給与の収入金額(A)	【改正後】令和3年度以降 給与所得控除額	【改正前】令和2年度以前 給与所得控除額
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	$(A) \times 0.4 - 10$ 万円	$(A) \times 0.4$
180万円超360万円以下	$(A) \times 0.3 + 8$ 万円	$(A) \times 0.3 + 18$ 万円
360万円超660万円以下	$(A) \times 0.2 + 44$ 万円	$(A) \times 0.2 + 54$ 万円
660万円超850万円以下	$(A) \times 0.1 + 110$ 万円	$(A) \times 0.1 + 120$ 万円
850万円超1,000万円以下	195万円	220万円
1,100万円超		

② 公的年金等控除の見直し

- ・公的年金等控除が一律10万円引き下げられます。
- ・公的年金等収入が1,000万円を超える公的年金等控除に、195万5千円の上限が設けられます。

【改正後】令和3年度以降公的年金等控除額

受給者の 区分	公的年金等の 収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	330万円以下	110万円	100万円	90万円
	330万円超 410万円以下	$(A) \times 0.25 + 27$ 万5,000円	$(A) \times 0.25 + 17$ 万5,000円	$(A) \times 0.25 + 7$ 万5,000円
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 0.15 + 68$ 万5,000円	$(A) \times 0.15 + 58$ 万5,000円	$(A) \times 0.15 + 48$ 万5,000円
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 0.05 + 145$ 万5,000円	$(A) \times 0.05 + 135$ 万5,000円	$(A) \times 0.05 + 125$ 万5,000円
	1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

65歳未満	130万円以下	60万円	50万円	40万円
	130万円超 410万円以下	$(A) \times 0.25 + 27万5,000円$	$(A) \times 0.25$ +17万5,000円	$(A) \times 0.25$ +7万5,000円
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 0.15 + 68万5,000円$	$(A) \times 0.15$ +58万5,000円	$(A) \times 0.15$ +48万5,000円
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 0.05 + 145万5,000円$	$(A) \times 0.05$ +135万5,000円	$(A) \times 0.05$ +125万5,000円
	1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

【改正前】令和2年度以前公的年金等控除額

受給者の区分	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額
65歳以上	330万円以下	120万円
	330万円超410万円以下	$(A) \times 0.25 + 37万5,000円$
	410万円超770万円以下	$(A) \times 0.15 + 78万5,000円$
	770万円超	$(A) \times 0.05 + 155万5,000円$
65歳未満	130万円以下	70万円
	130万円超410万円以下	$(A) \times 0.25 + 37万5,000円$
	410万円超770万円以下	$(A) \times 0.15 + 78万5,000円$
	770万円超	$(A) \times 0.05 + 155万5,000円$

③ 基礎控除の引き上げ

- ・基礎控除は33万円から10万円引き上げられ、43万円になります。
- ・合計所得金額2,400万円超で控除が段階的に引き下げられ、2,500万円超で控除が0円となります。

合計所得金額	【改正後】令和3年度以降 基礎控除額	【改正前】令和2年度以前 基礎控除額
2,400万円以下	43万円	33万円 (所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	29万円	
2,450万円超 2,500万円以下	15万円	
2,500万円超	適用なし	

所得金額調整控除の創設

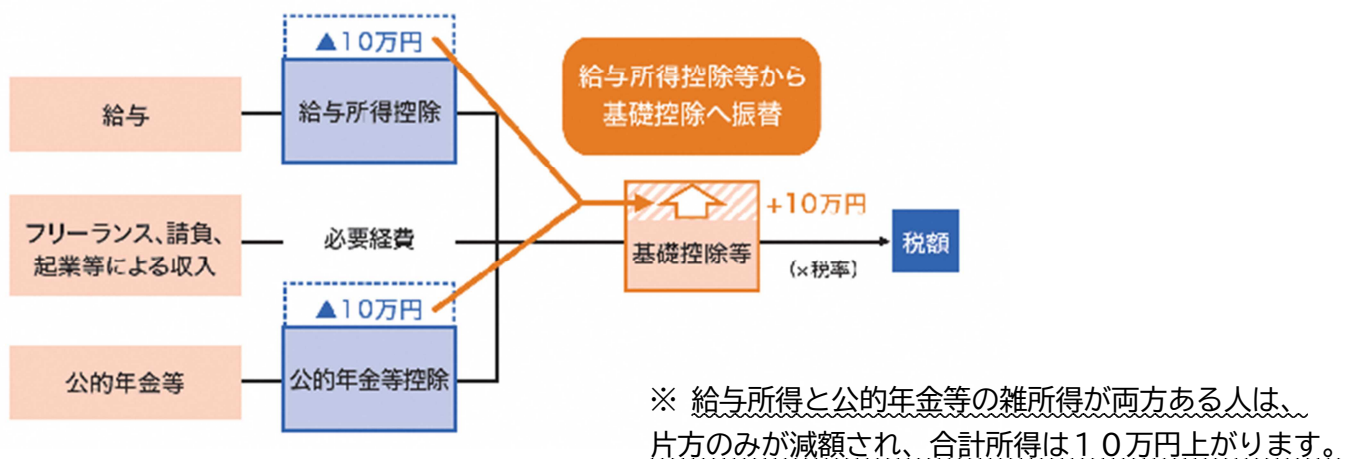
1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかの要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引く

- 要件(1) 特別障害者に該当する
- (2) 23歳未満の扶養親族を有する
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

◆ 所得金額調整控除 = {前年の給与等の収入金額(1,000万円を超える場合1,000万円) - 850万円} × 10%

2. 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得金額調整控除として給与所得の金額から差し引く

◆所得金額調整控除={給与所得(10万円を限度)+公的年金等雑所得(10万円を限度)}-10万円



調整控除の改正

昨年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、調整控除の適用はできないこととされます。

未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦(夫)控除の見直し

子どもの貧困に対応するため、未婚のひとり親に対して税制上の措置を講じます。

1. 未婚のひとり親に「ひとり親控除」を適用

ひとり親控除とは、子を持つひとり親が対象の所得控除であり、控除額は30万円です。

適用する要件は以下の通りです。

- ① ひとり親であること(事実婚にある同居人がいる場合は適用不可)
- ② 生計を一にする子(子の総所得金額等が48万円以下)を有すること
- ③ 合計所得金額500万円以下であること

ひとり親控除は、未婚者でも控除対象者となる制度なので、今まで寡婦(寡夫)控除が適用できなかった人も控除を受けられます。これまで特定寡婦控除、寡夫控除を受けていた人はひとり親控除に変更となります。

2. 寡婦控除の見直し

上記以外の寡婦については、

- ① 夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人、
- ② 又は夫と死別した後婚姻していない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人が寡婦控除を受けられます。控除額は26万円です。

3. 個人住民税の人的非課税の見直し

上記の対応を踏まえ、所得が135万円以下の未婚のひとり親について、非課税とすることとされました。

改正後

申告者が女性	配偶関係	死別		離別		未婚	
	合計所得金額	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶養親族：「子」有	30万円	－	30万円	－	30万円	－	－
扶養親族：「子以外」有	26万円	－	26万円	－	－	－	－
扶養親族：無	26万円	－	－	－	－	－	－

寡婦控除

ひとり親控除

申告者が男性	配偶関係	死別		離別		未婚	
	合計所得金額	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶養親族：「子」有	30万円	－	30万円	－	30万円	－	－
扶養親族：「子以外」有	－	－	－	－	－	－	－
扶養親族：無	－	－	－	－	－	－	－

改正前

申告者が女性	配偶関係	死別		離別	
	合計所得金額	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶養親族：「子」有	30万円	26万円	30万円	26万円	
扶養親族：「子以外」有	26万円	26万円	26万円	26万円	
扶養親族：無	26万円	－	－	－	

申告者が男性	配偶関係	死別		離別	
	合計所得金額	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶養親族：「子」有	26万円	－	26万円	－	
扶養親族：「子以外」有	－	－	－	－	
扶養親族：無	－	－	－	－	

非課税基準及び所得控除等の適用に係る合計所得金額の要件等の見直し

1. 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が、38万円以下から48万円以下に変更
2. 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が、38万円超123万円以下から、48万円超133万円以下に変更
3. 勤労学生控除の合計所得金額要件が65万円以下から75万円以下に変更
4. 障がい者、未成年者、寡婦に対する非課税措置の合計所得金額要件が、125万円以下から135万円以下に変更
5. 均等割の非課税限度額の合計所得金額が10万円引き上げ
6. 所得割の非課税限度額の総所得金額等が10万円引き上げ
7. 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に参入する金額の最低保証額が、65万円から55万円に変更

所得控除等の適用に係る合計所得金額の要件等

要件等	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生控除の合計所得金額要件	75万円以下	65万円以下
障がい者、未成年者、寡婦に対する非課税措置の合計所得金額要件	135万円以下	125万円以下
均等割の非課税限度額の合計所得金額	28万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+扶養親族がいる場合には168,000円	28万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+扶養親族がいる場合には168,000円
所得割の非課税限度額の総所得金額等	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+扶養親族がいる場合には320,000円	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+扶養親族がいる場合には320,000円
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に参入する金額の最低保証額	55万円	65万円